

国立大学法人信州大学と学校法人軽井沢風越学園との連携に関する協定書

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、両者の合意により更新することができる。

(その他)

第6条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について必要がある場合は、両者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

(目的)

第1条 この協定は、両者の連携のもと、双方の資源を有効に活用することにより、教育・人材育成、学術研究等の分野で相互に協力し、両者及び地域における教育の充実、有為な人材の育成、ひいては地域の発展に寄与することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 両者は、次に掲げる事項について連携・協力する。

- (1) 教育・人材育成に関すること
- (2) 学校教育に関する学術研究に関すること
- (3) 両者の所有する施設使用に関すること
- (4) 地域の活性化への貢献に関すること
- (5) その他両者が必要と認める事項

令和5年3月19日

国立大学法人信州大学

学長 中村宗一郎



学校法人軽井沢風越学園

理事長 本城慎之介



(実施内容)

第3条 前条に掲げる連携協力事項に係る具体的な実施については、両者の合意に基づき別に定める。

2 前条に掲げる事項については、他の機関と連携して行うことができるものとする。

(秘密等の保持)

第4条 両者は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間満了後を問わず、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項に関し、必要に応じて別途契約等を締結するものとする。